

2013年度 所定疾患施設療養費の治療実施状況について

介護老人保健施設アゼリア

		算定疾患名	算定人数	算定日数	治療内容
H25	4月	肺炎	2人	9日	診察、点滴、投薬
	6月	肺炎	1人	7日	診察、点滴、投薬
	8月	肺炎	3人	11日	診察、点滴、投薬
H26	1月	肺炎	1人	5日	診察、投薬
		尿路感染症	2人	6日	診察、投薬、尿検査、バルーンカテーテル交換
	2月	肺炎	1人	1日	診察、投薬
		尿路感染症	3人	15日	診察、投薬、尿検査
	3月	肺炎	9人	31日	診察、点滴、投薬、インフル簡易検査、血液検査、胸部レントゲン撮影
		尿路感染症	1人	7日	診察、投薬、尿検査
平成25年度集計	疾患		疾患別延人数	治療延日数	
	肺炎		17人	64日	
	尿路感染症		6人	28日	
	带状疱疹		0人	0日	

介護老人保健施設ウイング

		算定疾患名	算定人数	算定日数	治療内容
H25	5月	肺炎	1人	2日	診察、胸部CT、血液検査、尿検査、点滴
	6月	尿路感染症	1人	5日	診察、検尿、投薬
	7月	尿路感染症	1人	5日	診察、尿検査、投薬
	8月	肺炎	1人	5日	診察、胸部レントゲン、血液検査、点滴
H26	1月	肺炎	1人	7日	診察、胸部レントゲン、血液検査、投薬
		尿路感染症	1人	5日	診察、尿検査、投薬、バルーンカテーテル挿入
	2月	肺炎	2人	2日	診察、胸部レントゲン、血液検査、投薬、点滴
		尿路感染症	1人	5日	診察、血液検査、投薬
	3月	肺炎	2人	7日	診察、胸部レントゲン、血液検査、投薬、点滴
		尿路感染症	2人	10日	診察、尿検査、血液検査、投薬、投薬
平成25年度集計	疾患		疾患別延人数	治療延日数	
	肺炎		7人	23日	
	尿路感染症		6人	30日	
	带状疱疹		0人	0日	

介護老人保健施設 オキドキ

		算定疾患名	算定人数	算定日数	治療内容
H25	4月	肺炎	1人	3日	診察、点滴(注射)、胸部レントゲン撮影、血液検査
		尿路感染症	4人	15日	診察、投薬、血液検査、検尿
	5月	尿路感染症	1人	7日	診察、投薬、血液検査、検尿
	7月	尿路感染症	2人	7日	診察、投薬、血液検査、検尿
	8月	尿路感染症	1人	1日	診察、投薬、血液検査、検尿
	11月	肺炎	1人	5日	診察、点滴(注射)、胸部レントゲン撮影、血液検査
		尿路感染症	2人	8日	診察、投薬、血液検査、検尿
	12月	尿路感染症	1人	5日	診察、投薬、血液検査、検尿
H26	1月	肺炎	1人	5日	診察、点滴(注射)、胸部レントゲン撮影、血液検査
		尿路感染症	1人	1日	診察、投薬、血液検査、検尿
	2月	肺炎	1人	2日	診察、点滴(注射)、胸部レントゲン撮影、血液検査
		尿路感染症	1人	3日	診察、投薬、血液検査、検尿
	3月	尿路感染症	2人	6日	診察、投薬、血液検査、検尿
平成25年度集計	疾患		疾患別延人数	治療延日数	
	肺炎		4人	15日	
	尿路感染症		15人	53日	
	带状疱疹		0人	0日	

【算定条件】

所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とした入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定はできないこと。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎、ロ 尿路感染症、ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

算定するにあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。